

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第1節 市民協働・地域コミュニティ	責任者		所属	協働安全課				
基本施策	市民協働・地域コミュニティ	総合計画書記載ページ	P180-183	氏名			小松 浩				
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。</li> <li>●市民と行政が、それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で連携、分担、協働によるまちづくりが進められています。</li> <li>●地域住民相互の信頼関係の下、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。</li> </ul>	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動・市民協働の活性化では、新型コロナウイルス感染症の影響により、団体の活動が停滞する中、オンラインでの会議や研修会を実施し、活動維持に必要な支援が速やかにできた。また、マスク不足という社会問題に速やかに対応し、登録団体との協働によりマスクの寄付を募り、介護施設等に提供する事業を実施した。</li> <li>・地域コミュニティの強化では、行政区等で管理されている施設や事業に必要な経費に対し、行政区への区育成補助金等により支援した。</li> <li>また、コミュニティ助成金を活用することで、行政区に対して大規模な備品購入を補助することができた。</li> <li>・政策提案制度による政策提案が1件提出され、速やかに手続き等を行い回答・公表をした。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠
				年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	
	市民活動に参加している市民の割合		%	H25	16.3	12.9	12.7	18.3	-	-	15.0
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合		%	H25	74.4	79.8	73.0	81.6	-	87.4	77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 市民活動・市民協働の活性化	市民活動支援センター登録団体数	206 団体 (H26)	251 団体	238 団体	220 団体	<b>【指標数値の分析】</b> ・市民活動支援センター登録団体数については、未更新の団体の活動実績を確認するなどしたことにより減少した。令和2年度の新規登録は12団体。 ・市内のNPO法人数については、減少傾向にある。			○	
	市内のNPO法人数	13 団体 (H26)	12 団体	10 団体	15 団体					
① 市民活動・交流拠点の充実	市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。また、市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。					新型コロナウイルス感染症の影響により、団体の活動が停滞する中、オンラインでの会議や研修会を実施し、活動維持に必要な支援が速やかにできた。また、マスク不足という社会問題に速やかに対応し、登録団体との協働によりマスクの寄付を募り、介護施設等に提供する事業を実施した。 市民活動支援センターの印刷機の無料利用の実施などにより団体の活動支援を図ることができた。 市民活動支援センターの登録団体等の情報共有を図る会議が開催できなかったため、隔年だった登録団体アンケートを実施し、現状把握に努めた。 広報紙やSNS等を通じて、市民に対して市民活動団体の取組の周知に努めた。		「市民活動い〜輪会議」の参加者が減少しているため、効果的な運用をするため、会議方法の変更を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できずにいる。一方的に市民活動支援センターからの案内や情報提供をするものではなく、活動ジャンルやテーマを絞り団体同士の交流を深め意見交換をするなど、改善していく必要がある。	市民活動支援センターの機能を充実させ、団体同士や地域と団体のつながりを深め、交流の場を提供していくことで、更なる市民活動の活性化を図っていく。 登録団体アンケートを毎年実施し現状把握に努める。	○
② 市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民プラザまつりや65歳の集いなど市民活動団体、ボランティア団体やNPO法人等の活動を紹介する場と団体相互が交流できる機会を引き続き設けます。また、活動を手伝いたい市民と手伝ってほしい市民活動団体を結びつける仕組みであるまちづくりネットワークを活用して、市民活動の活性化に努めます。					市民活動情報を掲載した情報誌かわらばんの発行やホームページ、SNS、映像配信により情報発信を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民活動への参加機会を拡大するための取組としての、市民プラザまつりや65歳の集いなどのイベントが中止となった。また、市民活動助成金事業の実績報告やまちづくりネットワークの成果報告会をする交流会も中止となった。 市民活動団体を結び付けるため、Zoom講習会とZoomを活用した市民活動の井戸端会議を開催した。		行事の参加者数を増加させるとともに、参加団体の固定化を解消し、より多くの市民活動団体が関わっていける環境を整備していく必要がある。 65歳の集いについて、対象者の減少や定年延長などの理由で参加者が減少傾向にあるため、イベント名の変更や主旨などを見直したが、中止となったため、再度検討する必要がある。	各行事についての情報発信を行い参加者のさらなる増加、拡大を図っていく。 活動の相乗効果を狙い、コラボできる機会を提案していく。	○
③ 市民意識の向上と市民活動組織の養成	広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図ります。また、NPO法人の設立支援などを行うための人材の育成に取り組むとともに、公益的な市民活動組織の養成に努めます。					広報紙で定期的に協働のまちづくりコーナーを掲載するなど、市民活動・協働に関する意識の啓発・周知を行うとともに、市民活動支援センターにおいてNPO法人の設立支援相談、市民活動相談を随時実施した。		今後も広域的な情報提供や講座開催など継続した支援を実施するとともに、市民活動全体のレベ	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						市民活動支援センターにおいて、Zoom を活用した団体向け講座（初・中・上級）を開催した。 市の事業としては、同世代の若者を集め、岩倉の将来を考える創造的な語り場「FUTURE SESSION @IWAKURA 3rd season」を全2回、SDGs に関するセミナーを1回開催した。			ルアアップを図っていく。	
④ 市民活動助成制度の充実	公益的な市民活動の自立的発展を促進するために、地域が抱える課題解決を図る事業、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して、団体の活動段階に応じて助成する市民活動助成金制度の充実や、市民の自由で創造的な発想による提案公募型事業などの導入を図ります。					令和2年度の市民活動助成金対象事業は9件実施されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業の一部ができない団体もあった。 令和3年度の市民活動助成金対象事業の申請件数は9件あり、8団体を採択した。	市民活動助成金制度について、地域や社会の課題解決に向けた事業内容となるよう申請団体の企画段階から事前相談に乗るなど支援をしていく必要がある。 行政がやるべき分野、手が回らない分野などに民間や市民活動が寄与できるよう制度見直しをする必要がある。	助成団体が自立し、かつ自身の活動を地域の課題解決に生かせるような制度づくりをめざしていく。 行政提案型など新たなコースを検討していく。	○	
⑤ 市民自治・協働の推進	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民と行政との協働ルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。					市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者の代表が参加する自治基本条例審議会において、自治基本条例と市民参加条例の進捗状況の検証を行った。 職員の協働意識の向上を図るため、市内で活動を行う市職員の事例発表により若手職員を対象とした協働研修を行った。	継続して職員向けに研修を実施することで自治基本条例及び市民参加条例の知識を深め、協働の意識付けを図る。	引き続き、研修やセミナーを実施していく。	○	
(2) 地域コミュニティの強化	身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	31.4%(H26)	-	27.2%	35.0%	【指標数値の分析】 ・身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合については、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、行政区の担い手の高齢化や未加入世帯の増加など地域のつながりの希薄化により、地域行事やその参加者が減少傾向にあることが要因と考えられる。 ・地域自治リーダー養成講座受講者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。			○	
	地域自治リーダー養成講座受講者数	30人(H26)	71人	未実施	150人					
① 地域自治組織関連施設の充実	各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂等を地域活動や市民活動の場として有効利用を図るため、各行政区等の協力を得て利用しやすい施設運営を促進します。また、施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行います。					指定管理者制度等により市民が利用しやすい施設運営を促進するとともに、各行政区の要望に応じて施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行った。 令和2年度は稲荷町区がコミュニティ助成事業を活用し、盆踊り事業に必要な備品等を購入できるよう支援した。	各行政区等に設置されている施設の多くが経年劣化などにより修繕や備品買い替えの需要が高まっている。	各区の意向を把握し、計画的な支援を実施する。	○	
② 地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	各行政区等の地域自治活動への支援と地域住民の参加促進及び地域間の連携を図るために、市民活動支援センターを拠点とした情報発信などにより活動を支援します。					市民活動支援センターにおいて、行政区の会計管理ソフトの提供や印刷機の無料利用等による支援を行った。 行政区ホームページの作成を支援した。	時代背景に合った方法で多様な情報発信を行えるよう検討する必要がある。 行政区のホームページの活用を拡大するとともに、運用の維持・情報の更新等の管理を支援していく必要がある。	市民活動支援センターが行政区で管理している施設の予約システムなどをホームページ上で管理し、行政区を支援する。	○	
③ 地域コミュニティ活動・組織の活性化	地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実や、地域コミュニティのリーダーとなる人材育成などを進めます。また、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。					行政区等で管理されている施設や事業に必要な経費に対し、区育成補助金を交付した。 行政区役員を対象とした地域リーダー協働研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。	協働研修に参加した役員が得た知識やモチベーションをその後の活動に役立てられるための支援が必要である。 区の役員のみならず手不足について地域の理解が得られるよう進めていく必要がある。 行政区の支援のあり方について検討する必要がある。	引き続き、補助金や助成金などの支援を続けるとともに、行政区役員を対象とした協働研修を行う。 行政区の支援のあり方について検討する。	○	
(3) 市民参加機会の拡大	市民参加により策定される個別計画の割合	54.5%(H26)	51.4%	54.1%	100%	【指標数値の分析】 ・市民参加条例施行後、各種計画の策定時には様々な方法で市民参加の手続を行うことを推進しているが、目標値には至っていない。			○	
① 企画・計画段階からの市民参加機会の充実	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会を拡大するとともに、意見交換会の開催や無作為抽出により参加者を募る市民討議会の開催など、多様な市民参加機会の創出と参加意識の高揚に努めます。					市民委員登録制度の積極的な利用を周知し、12人が審議会等に参加した。また、公募委員は12人あった。 政策提案制度による政策提案が1件提出され、速やかに審議を行い、回答・公表をした。	機会の喪失を防ぐため、市民参加手続の実施予定や実施状況の公表を徹底していく必要がある。また、実施結果についても、速やかな取りまとめ、公表が求められる。 制度の利用について、市民及び庁内に向けてPRしていく必要がある。	市民参加条例に規定する市民参加の手続を確実に実施する。併せて、予定や結果の公表を徹底していく。	○	
② 各種計画策定時における市民意見の反映	「広報・広聴」の再掲 (P195)									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩むひらかれたまち			節	第2節 男女共同参画					責任者	所属	協働安全課	
基本施策	男女共同参画			総合計画書記載ページ	P184-186					氏名	小松 浩		
施策がめざす 将来の姿	●男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しています。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・市民参加による男女共同参画社会の推進では、懇話会を改編し、市長の附属機関として男女共同参画基本計画推進委員会を設置し、「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」の策定を行った。なお、本計画の一部を本市の女性活躍推進計画及びDV防止計画として位置付けた。また、男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画基本計画推進委員会を開催し、男女共同参画基本計画の進捗状況を検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。 ・男女共同参画の意識啓発等では、男女共同参画講座「コロナがなんだ！心豊かに自分を生きる（全4回）」や男女共同参画サテライトセミナー「ポストコロナの暮らし方を考える」を開催し、男女共同参画社会の啓発や参画の推進を図った。また、市役所2階市民ギャラリーにおいて、啓発パネルやパンフレットを設置し、男女共同参画に関する取組や行事を周知した。また、小中学生からポスター募集と展示を行い、若年層への男女共同参画に関する啓発を図った。								
	●家庭においても社会の中でも固定的な性別役割分担意識がなくなり、男女の人権が尊重されています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2	R2
					H26	80.9%	85.2	79.0	84.1	-	92.1	85.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進									○
① 市民参加による男女共同参画社会の推進	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況を検証する市民参加の男女共同参画懇話会を設置するなどの取組を通じて、男女共同参画社会形成の推進を図ります。					懇話会を改編し、市長の附属機関として男女共同参画基本計画推進委員会を設置し、「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」の策定を行った。なお、本計画の一部を本市の女性活躍推進計画及びDV防止計画として位置付けた。 男女共同参画基本計画の推進のため、職員で構成される男女共同参画行政推進会議及び市民・有識者・職員で構成される男女共同参画基本計画推進委員会を開催し、個別施策の進捗状況について検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。	「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」に沿い、男女共同参画を推進する。 男女共同参画の推進は、行政全般に渡る内容であり、各担当課において男女共同参画に対する理解を深めていく必要がある。	引き続き、男女共同参画基本計画を推進していく。	○
(2) 男女共同参画の意識啓発等	男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	256人(H26)	195人	80人	300人	【指標数値の分析】 男女共同参画セミナーの延べ参加者56人とサテライトセミナー24人の参加者の合計であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により定員を設けたこともあり減少した。幅広い年代に関心を持ってもらい参加者を増やす必要がある。			○
① 男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に対する理解促進を図るため、広報紙やホームページによる啓発を推進するとともに、学校等との協力や男女共同参画セミナーなどを通して、幼少期から高齢者まで人権教育を含む男女共同参画についての教育や講座を実施します。					男女共同参画に関連する情報を広報紙に掲載した。 市民が主体となり、企画運営を行う男女共同参画講座「コロナがなんだ！心豊かに自分を生きる（全4回）」を開催した（延べ56名）。 男女共同参画サテライトセミナー「ポストコロナの暮らし方を考える」を（公財）あいち男女共同参画財団との共催で開催し、20～70代の男女計24人の参加があった。推進委員会の有識者を講師に招き、男女共同参画に関する理解を深めてもらうことができた。併せて「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」の概要説明を行った。 国や県、関係機関から送付される啓発資材を活用し、イ	引き続き、多くの市民に参加してもらえ るイベント等の機会を確保することが重要 である。	今後も効果的なセミナー を企画し、広報紙やホーム ページにて周知してい く。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						ベント時に情報提供するなど啓発に努めた。また、小中学生からポスター募集と展示を行った。				
② 相談体制・情報提供の充実	配偶者や恋人などに対する暴力の根絶に向けて、また、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介などに努めます。					「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」の一部を、本市のDV防止計画として策定した。被害者支援相談窓口や支援活動実施団体のパンフレット配布やDV被害相談の実施のほか、児童虐待、高齢者虐待などの対応に努めた。暴力防止に関する情報を広報紙に掲載した。		犯罪被害者や性に関する悩みを持つ人のため、相談しやすい環境を整備する必要がある。行政手続の過程において防止できる被害等もあるため、部署の枠を越えた連携が必要である。	「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」の一部として策定したDV防止計画に基づく施策に取り組む。関係機関・関係部署との連携を強化し、相談窓口の紹介など適切な対応に努める。	○
(3) 多様な機会における男女共同参画の推進	審議会等への女性登用率	28.9%(H26)	30.8%	31.9%	35.0%	【指標数値の分析】 公募や市民登録制度を活用し、男女平等な機会を設けることで女性委員の比率が増加している。			○	
① 審議会などへの女性の参画の拡大	女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。					男女共同参画行政推進会議などの場を通して女性の登用を促した。市民参加条例の規定に基づく「市民委員登録制度」では、女性の委員登録も増えているため、制度の活用を各部署に対して呼びかけた。		審議会等の委員は、職責による登用が多いが、職責にいる女性の数が少ないのが現状であり、登用率の上まらない要因となっている。	公募や市民委員登録制度を活用してより多くの男女とも平等な機会が与えられるよう呼びかけていく。	○
② 職場における男女共同参画の促進	本市において女性の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、就労における男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女共に働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。					愛知県、周辺市町及び商工会議所・商工会と連携し、若年者就職相談窓口・創業支援セミナーを開催し、就職支援及び創業支援を実施した。就職フェアは新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。		今後も継続した支援をしていく必要がある。	男女ともに働きやすい環境づくりについて検討していく。	○
③ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進	家庭において男女が共に家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントの開催等に努めます。また、地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。					男女共同参画セミナーの開催やパンフレットの周知などにより、男女平等社会につながる啓発を行った。		イベントへの若年層や男性の参加が少ないため、講座の企画及びPR方法に工夫が必要である。地域活動において女性が活躍できるよう地域団体への理解促進と啓発が必要である。	若年層の男女が参加しやすい企画やPR方法を検討する。地域活動で女性が活躍できるよう啓発していく。	○
④ 社会参加を支える制度等の周知・啓発	働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの周知を図るとともに、育児休業・介護休業制度の活用について啓発します。					「いわくら子育て情報誌」により、複数の部署が実施する保育・育児サービスをまとめて、赤ちゃん訪問事業などで提供した。		育児休業等を利用しやすい雰囲気づくりや職場の理解が必要である。	今後も制度の活用に向けて周知啓発に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち				節	第3節 国際交流・多文化共生				責任者	所属	協働安全課
基本施策	国際交流・多文化共生				総合計画書記載ページ	P187-189				氏名	小松 浩	
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民レベルの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実しています。</li> <li>●多文化共生に対する関心と理解が高まり、日本人と外国人が共に地域活動を行っています。</li> </ul>				基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流の促進では、岩倉市国際交流協会と協働で事業を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部が中止となったが、補助金を交付するなど様々な形で支援し国際交流の推進を図ることができた。</li> <li>国際交流員の活動の場を小中学校以外に保育園等へも広げ、乳幼児に対しても、国際理解を深め、交流を図ることができた。</li> <li>・多文化共生の推進では、「外国人サポート窓口」を設置し、市内外に在住する外国人に、行政手続を一元的かつ多言語で案内及び、生活に関する様々な相談等に対応することで外国人の支援をすることができた</li> </ul>					
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠	
	国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2
					H26	84.1	84.1	85.1	-	-	91.1	90.0
					・市民アンケートによる							

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 国際交流の促進	中学生海外派遣生徒数	14人(H26)	14人	未実施	14人	【指標数値の分析】 ・中学生海外派遣は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となった。			○
① 草の根の国際交流活動の促進	草の根の国際交流を進めるため、広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、岩倉市国際交流協会等の国際交流団体の活動を積極的に支援します。					岩倉市国際交流協会に補助金を交付し、財政的に支援を行ったほか、国際交流協会の実施する事業について周知を図った。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人を対象とした日本語教室や相談会、ホームステイや海外派遣事業は開催できなかった。 外国人児童の多い岩倉東小学校で、平成29年度から毎週土曜日に「東小学校夢くらぶ」を開催し、外国人児童やその親への交流支援が行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間を除き実施した。(英語、フラダンス、日本語、学習支援の4コース)	岩倉市国際交流協会は人材不足とイベントへの参加人数の伸び悩みを課題として捉えている。 外国人に対しての日本語教室について、岩倉市国際交流協会では開催に支障が出ている。	岩倉市国際交流協会の主催するイベント等の広報紙掲載をはじめとする周知や財政的支援を継続して実施する。 また、国際交流員と岩倉市国際交流協会と共催事業を実施し、岩倉市における国際交流を推進する。	○
② 国際理解教育の充実	国際交流員による小中学校での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象にした学校における国際理解教育を推進します。また、岩倉市国際交流協会等による講座やセミナー開催支援や地域で開催される各種行事等への国際交流員の積極的な参加促進を通じて、地域における国際理解教育の充実に努めます。					新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生海外派遣事業は実施できなかった。 国際交流員による、中学校での外国語指導助手、小学校・児童館での国際理解教育などを実施し、児童生徒の国際交流に対する意識の向上を図ることができた。 保育園や子育て支援センターにおいて未就学児・未就園児と英語で交流する機会を設け幼少の頃から異文化に触れ、国際感覚を養えるような環境づくりに努めた。 岩倉市国際交流協会が主催するイベントに協力し市民と交流を深めた。	岩倉市国際交流協会の実施するイベントに、より多くの市民に参加を促す周知方法が課題である。	中学生海外派遣事業では中学生の代表が、海外でホームステイ、現地学校での交流を通じて異国の文化風習を体感し、見識を深め国際感覚を養うことができるよう支援する。 国際交流員による小中学校、児童館、保育園、子育て支援センターでの活動を通じ、国際理解教育の充実に努める。 岩倉市国際交流協会による講座やセミナーを国際交流員と協働で実施し、地域における国際理解と異文化に対する理解を深める。	○
(2) 多文化共生の推進	地域・事業者・外国人等との懇談会開催数	0回(H26)	0回	0回	2回	【指標数値の分析】 ・地域・事業者・外国人等との懇談会については、実施の必要性は認められるが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり開催には至らなかった。			○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 在住外国人の生活環境整備	外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内看板等を整備するとともに、外国語による市政情報のパンフレット作成などにより生活情報や制度の周知を図ります。また、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。					<p>「外国人サポート窓口」を設置し、外国人支援員により、市内外に在住する外国人に、行政手続を一元的かつ多言語で案内及び、生活に関する様々な相談等に対応することで外国人の支援をすることができた。また、翻訳機を設置することで80か国以上の多言語に対応可能となった。</p> <p>生活情報や制度について、多言語でのパンフレット作成、ゴミ分別アプリ「さんあ〜る」の英語、ポルトガル語2か国語配信、ホームページへの翻訳サービス実施など、外国人に対して市政情報等の提供をすることで、外国人にとって安心で暮らしやすい環境づくりに努めた。</p> <p>岩倉市国際交流協会の実施する日本語教室や外国人相談会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。</p>		<p>相談件数の増加や複雑化により、外国人支援員の支援体制について検討する必要がある。</p> <p>公共施設内の表示や案内看板等は目で見てわかるピクトグラムなどの整備が必要である。</p> <p>日本語教室の利用希望者は増加傾向であり、運営方法の再検討が課題である。</p>	<p>外国人サポート窓口により、外国人に関する相談対応や支援を行うやさしい日本語を活用した情報提供を行う。</p> <p>日本語教室や健康相談等、外国人をサポートする事業を行う岩倉市国際交流協会の活動を支援するが、実施方法については協議する必要がある。</p> <p>令和3年度に県と共催で「地域における初期日本語教育モデル事業」を実施し、多文化共生の推進に取り組んでいく。</p>	○
② 在住外国人の地域社会への参画促進	地域コミュニティと連携して、日本の文化・習慣等に関する在住外国人の理解を深めるための交流イベントや在住外国人向けの地域懇談会の開催などまちづくりを日本人と在住外国人との協働によって促進します。					<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、岩倉東小学校区における防災訓練での外国人との訓練ができなかった。</p> <p>国際交流員が地域に出向き交流し、異文化の紹介や多文化共生社会に関する話をすることでその推進に努めた。</p>		<p>外国人と地域が交流できるような活動など地域における外国人への理解促進が課題である。</p> <p>防災訓練への外国人の参加を広く呼びかけ、外国人が災害に対する知識を深めることと災害対策の準備に努める重要性を伝えていくことが課題である。</p>	<p>外国人に対し、災害とその発生時の行動に関する予備知識を習得する機会を創出すること、また、災害発生時に地域と共に支援する体制づくりについて検討する。</p>	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第4節 平和行政の推進			責任者	所属	秘書企画課			
基本施策	平和行政の推進			総合計画書記載ページ	P190-192			氏名	秋田 伸裕				
施策がめざす将来の姿	●被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、だれもが平和を大切にしています。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・新型コロナウイルス感染症対策のため、長崎市への小中学生平和祈念派遣事業の実施や第三児童館で開催を予定していた「平和を考える会」の実施を取り止め、一部の小中学校で予定していた「戦争体験談を聞く会」の実施を取り止めた。 ・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令中に、「家(うち)に居(お)ろうよ! 鶴(つる)も折(お)ろうよ!」キャンペーンを実施し、約12万羽もの折鶴が寄せられ、市民の平和意識の高揚を図ることができた。								
目標値	基本成果指標				単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠	
	平和活動の推進に満足している市民の割合				%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2
					H25	81.7	87.7	84.7	85.3	-	92.9	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 平和意識の高揚	平和事業を一つ以上認知している市民の割合	54.8%(H25)	-	-	70.0%	<b>【指標数値の分析】</b> ・平和コーナー開設中に市民から寄せられた折り鶴の数については、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令中に、外出を自粛している市民向けに、自宅での過ごし方の一つとして、「家(うち)に居(お)ろうよ! 鶴(つる)も折(お)ろうよ!」キャンペーンを実施し、約12万羽もの折鶴が寄せられた。 ・戦争資料展来場者数については、令和元年度に比べ実績値が下がっている。				○
	平和コーナー開設中に市民から寄せられた折り鶴の数	48,345羽(H26)	66,510羽	120,524羽	60,000羽					
	戦争資料展来場者数	730人(H26)	830人	380人	1,000人					
① 平和意識の高揚	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和啓発事業を推進します。					新型コロナウイルス感染症対策のため、平和ポスターの募集や一部の小中学校で開催を予定していた「戦争体験談を聞く会」の実施を取り止めた。	戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを引き継いでいくため、これまで実施している事業を来年度以降も実施していく必要がある。	今後も引き続き、平和に関する事業を実施し、平和意識の高揚に努めていく。	○	
(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	小中学生平和祈念派遣団員数	14人(H26)	14人	未実施	14人	<b>【指標数値の分析】</b> ・新型コロナウイルス感染症対策のため、長崎市への小中学生平和祈念派遣事業を中止した。 ・第三児童館で開催を予定していた「平和を考える会」の中止や全小中学校で予定していた「戦争体験談を聞く会」等の実施を一部取り止めたため、令和元年度に比べ実績値が下がっている。				○
	被爆体験談等を聞く会参加者数	853人(H26)	883人	558人 (一部未実施)	1,300人					
① 子どもを対象とした平和学習の推進	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学生で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。					毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止した。 また、コロナ禍においても一部の全小中学校において、語り部の会や愛友会による「戦争体験談を聞く会」等を実施した。	被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。	今後も語り部の会の他、岐阜空襲を記録する会の他、新たな人材の発掘に努めていく。	○	
(3) 平和活動の継承	語り部の会会員数	4人(H26)	3人	2人	8人	<b>【指標数値の分析】</b> ・語り部の会会員数については、目標に達していない。また、会員の高齢化も課題である。				○
① 平和活動の継承	戦争の実体験を話せる人が少なくなっていることから、戦争体験を語り継ぐ人の育成を近隣市町と連携するなど広域的な取組を進めます。									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第5節 広報・広聴			責任者	所属	秘書企画課		
基本施策	広報・広聴			総合計画書記載ページ	P193-195			氏名	秋田 伸裕			
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての市民が、必要な行政情報や地域情報を必要なときに受けることができるようになっています。</li> <li>●様々な場で市民と行政とのコミュニケーションが活発になり、市民の声が反映された市政運営が行われています。</li> </ul>			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報モニターや一般の人から写真や記事の提供を受け、身近な話題を掲載していくことで広報紙への関心を高めつつ市民参加を促進している。</li> <li>・広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、SNS など様々な方法で情報を発信し、多くの人に適切なタイミングで市政情報が届くようにしている。</li> <li>・広聴活動については大きな制約を受け、効果的な活動を行うことができなかった。</li> </ul>						
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠	
	市政情報の提供に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2
					H25	78.8	85.1	86.1	83.5	-	91.8	90.0
					・市民意向調査、市民アンケートによる							

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 広報の充実	広報いわくらを利用している市民の割合	74.2% (H26)	-	-	80.0%	【指標数値の分析】 アンケート未実施			○	
	市ホームページを利用している市民の割合	17.4% (H26)	-	-	30.0%					
① 広報いわくらの充実	親しみやすく読みやすい広報紙とするため、広報モニター制度を活用し、身近なまちの話題を取り上げるなど、市民との協働による広報紙づくりに努めます。					広報モニターから10件の写真・記事の提供があり、いわフォト等で掲載した。行動が制限されているなかで、モニターも撮影等に苦勞していた。モニターではない一般の人からの投稿が増え、いわフォト全体の掲載件数は昨年度の33件から69件へと増加した。その他、多くの市民や岩倉にゆかりのある人、話題になっている人を取りあげるよう努め、28人・9団体を掲載した。これらの取組を通じて、広報紙への関心を高めることができたと考えている。		投稿が増えたことにより、掲載するための選別をする必要が出てきた。	投稿する形での参加だけでなく、特集や一部コーナーにおける企画・立案段階からの市民参加について検討する。また、モニタリングについても積極的に働きかける。	○
② 岩倉市ホームページの充実	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、まちの魅力を伝える情報や市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載します。また、スマートフォンなどの多様な端末からホームページを閲覧しやすい表示となるよう対応を行います。					特別定額給付金、新型コロナワクチンなどの情報を中心に、市民の関心の高い情報はトップページ等で大きく表示したり、SNSからリンクで飛ぶようにするなどした。専用のQ&Aを設けるなど、疑問を速やかに解決できるように努めた。		情報を伝達・取得する媒体が多様化する中で、ホームページの充実だけでは伝えたい情報が伝わりづらくなっている。	ホームページだけでなく、他の手段と組み合わせることで効果的に情報を伝えていく必要がある。	○
③ 多様な媒体による広報活動の推進	市民が知りたい情報とその効果的な提供方法を的確に把握しながら、携帯端末や地上デジタル放送、インターネット等多様な媒体や出前講座などを活用した行政情報等の提供に努めます。					広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、市公式SNS (Facebook、LINE、YouTube) での情報発信のほか、タウン誌、報道各社などへ情報提供し、記事掲載や報道を依頼した。3月中旬までに225件の記事が新聞に掲載された。複数の手段を組み合わせることで、情報を適宜届けることができた。		有効な情報伝達手段は、社会情勢の変化や通信技術の進展により変わっていくため、それに対応していく必要がある。	情報伝達のために有効な媒体について常に注意を払う。 また、媒体を増やすことだけではなく、知りたいときに知りたい情報を提供できるような取り組みについて検討する。	○
④ 情報格差の解消	高齢者や障害者にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。					市公式LINEの登録勸奨を積極的に行うことで、比較的若い世代への情報提供を充実させた。 市民団体「音訳の会あめんぼ」と協働で広報いわくら音声版を作成し、配布した。広報いわくら拡大版を作成し、各施設に設置した。ホームページについてはウェブアクセシビリティの国際規格 (JIS-X8341-3 2016) 等級AAを満たすように努めた。読み上げ機能や背景色変更等により、だれにとっても情報を得やすい環境を提供することができた。		アクセシビリティに配慮しつつ、魅力あふれるホームページを作成することは相反する部分も多くあるため研究が必要。	年代や属性、生活スタイル等の違いにより伝わりやすい媒体と伝わりにくい媒体が異なるので、それらに対応できるような方策を検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(2) 広聴の充実	タウンミーティング開催回数	4回(H26)	0回	0回	15回	【指標数値の分析】 両指標とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施することができなかった。			○	
	いどばた広聴参加者数	35人(H26)	13人	0人	300人					
① 直接対話方式の広聴活動の充実	市民本位の市政運営を進めるには、市民の声を直接把握することが重要であることから、市政モニター制度のほか、市民の集まりに市長が出席するタウンミーティングや職員が出向くいどばた広聴の実施などによる広聴活動の一層の充実を図ります。					市政モニターからは4件の意見提出があり、それぞれ担当課から市の考えについて回答した。 10月の1カ月間で区長を訪問し、地域の実情や困りごと、意見などの聞き取りを行った。いただいたご意見等について、調査して返事をしたり、区長会にて書面で回答するなどして情報を共有することができた。 その他の対面での広聴活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施することができなかった。		直接対話を重視してきたが、オンラインでの広聴活動も行う必要がある。	多様な手段で広聴活動を行っていく。LINEのアンケート機能を活用するなど、市側から意見を求めていく。	△
② 市民意向調査の定期的な実施	幅広い市民ニーズと市政に対する評価の推移を的確に把握するために、市民意向調査を継続的に実施します。また、市や市政に対するより多くの意見を収集するために、インターネットを利用したアンケート方法等を検討します。					平成28年度から総合計画の指標となっている市民意向調査の設問等について実施している市民アンケートについて、令和3年度を始期とする第5次総合計画で新たに設定する成果指標についての問いも合わせて設けて実施した。		総合計画の評価に係る市民意向調査、市民アンケートについては、数値の推移を的確に把握、また、回収率を向上するため、別の手法についても検討する必要がある。	引き続き、市民意向調査、市民アンケートを実施するとともに、別の手法についても検討する。	○
③ 各種計画策定時における市民意見の反映	多くの市民の意向や提案を市政に一層反映させるため、計画等の策定の際にはパブリックコメントを実施するとともに、委員会や意見交換会、ワークショップなど市民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。					令和元年度における、市民参加手続の実績や令和2年度の市民参加手続の実施予定などをホームページで公表した。 新規採用職員を対象に市民参加条例及び協働についての研修を実施した。 令和3年度を始期とする第5次岩倉市総合計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、平成30年度から市民意向調査など多様な市民参加機会を設けており、令和2年度は、パブリックコメントを実施した。		職員、市民ともに市民参加の手続の手法の活用についての意識を高め、より多くの市民の意向を反映させるための機会を設けるよう取り組む必要がある。	市民や職員に対し市民参加条例や協働に関する研修等を継続して実施する。 また、市民に対し広報紙やホームページ等で市民参加の手続の実施予定や実施した結果などを速やかに公表していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち			節	第6節 情報公開・個人情報保護			責任者	所属	行政課		
基本施策	情報公開・個人情報保護			総合計画書記載ページ	P196-198			氏名	佐野 剛			
施策がめざす 将来の姿	●情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われています。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・情報公開の推進では、条例の制定、計画等の策定に当たり、ホームページや市役所内の情報サロンなどでパブリックコメントを実施し、市民から意見を聴取した。 また、市民参加条例に規定する審議会等の公開については、議事録の作成及び公表の基準に基づき公開した。 情報サロンは市の総合的な案内所及び情報発信の場として多様な情報を提供することができた。 ・個人情報の保護では、個人情報の保護や特定個人情報の取扱いについて、継続して職員研修を実施した。							
	●市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。											
目標値	基本成果指標			単位	基準値			現状値		目標値	算出根拠	
	個人情報漏えいによる被害報告件数			件	年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2
					H26	0	0	0	0	0	0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容										
（1）情報公開の推進											
① 情報サロンの充実	市役所の情報サロンを市政情報の窓口として、その機能向上を図るため、提供情報の充実や公開文書の検索を容易にするなど、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。					市政情報の窓口として議会の議案や予算・決算の公表、広報いわくらの拡大版の設置、都市計画図や書籍、各種チケットの販売を行った。 また、パブリックコメント・各種行政情報・市民活動等に関する資料の閲覧やパソコンによるマイナポータル利用、公共団体のホームページ検索が可能となっている。 観光情報ステーションや市民活動の案内板と合わせることで、市の総合的な案内所及び情報発信の場として機能した。 情報サロンはやや奥まった位置にあるため、エスカレーター横に案内表示をし、利用促進に努めた。		情報の更新頻度を高め、より利便性の高い情報サロンにしていく必要がある。		常に新しい情報を提供するとともに、見やすく、利用しやすくするための方策を検討する。	○
② 積極的な行政情報の提供	岩倉市自治基本条例の考え方にに基づき、ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめ、分かりやすい形での行政文書の公開に努めるとともに、積極的な行政情報の提供に努めます。					2つの条例、12の計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるためホームページや情報サロン等でパブリックコメントを実施し、市民から意見を聴取した。 自治基本条例審議会の検証結果、第4次総合計画の施策評価の結果、行政経営プラン推進委員会の評価結果などをホームページに掲載した。 市民参加条例に基づく審議会等については、基準に基づき議事録の作成及び公表を行ったことにより、行政情報を提供することができた。 オープンデータについては、19件のデータをホームページ及びあいち電子自治体推進協議会のカタログサイトにて公開している。		あいち電子自治体推進協議会が示すガイドラインに基づき、提供するデータを充実させる必要がある。 パブリックコメントの実施に当たっては、より多くの市民の意見を聴くため、わかりやすい資料の作成に努める必要がある。		あいち電子自治体推進協議会が示すガイドラインに基づき、介護サービス事業所一覧、公衆トイレ一覧等現在提供していないものをオープンデータとして提供し、オープンデータの充実を図る。	○
（2）個人情報の保護											
① 個人情報保護の徹底	本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努めます。					個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修を新規採用職員向け（受講者4人）に実施し、また、情報セキュリティに関する研修をグループ長以上向け（受講者48人）に実施し個人情報の保護の重要性の理解促進に努めた。 庁舎のLAN環境について、総務省の示す自治体情報システム強靱性向上モデルに対応し、LGWAN系、住民情報系、インターネットの3つのネットワークを分離して運用している。		市が保有する個人情報を今後も適切に管理する必要がある。		研修を継続的に実施し、個人情報の保護を徹底させ、より一層職員の意識向上を図る。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						自治体情報システム強靱性向上モデルに対応したことにより、物理的な漏洩リスクを大幅に軽減できている。			
② 個人情報の適切な活用	個人情報保護に対する誤った理解が、災害時の避難行動要支援者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることのないよう、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。					<p>災害時避難行動要支援者などの福祉分野において、岩倉市個人情報保護条例を遵守しながら名簿の作成及び管理を実施している。</p> <p>令和2年度は、目的外で個人情報を利用する事務や外部へ提供する事務を行う12件について、情報公開・個人情報保護審査会に意見を求め、いずれも了承を得られ、適切に名簿の作成や提供等を行った。</p> <p>特定個人情報については、平成30年度から、10の事務において独自利用を行っている。</p>	特になし。	引き続き、個人情報保護条例に基づき事務を適切に行っていく。	○
③ 情報セキュリティ対策等の推進	「行政経営」の再掲（P201）								

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課					
基本施策	1 行政経営	総合計画書記載ページ	P199-202	氏名	秋田 伸裕						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価システムの確立及び行政改革の推進により効率的・効果的な行政経営が行われています。</li> <li>●行政の情報化が進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革の推進では、第2期行政経営プランによる行政改革の取組を進めた。</li> <li>・公共施設の計画的な改修と有効活用は、公共施設再配置計画案に掲げる青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡について、市内に事業所のある社会福祉関連事業者に対しアンケート調査を実施し、譲渡の可能性を検討した。公共施設長寿命化計画の推進は公共施設の点検を実施し、施設の不具合の状況を把握するとともに、点検結果から担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算を計上した。</li> <li>・効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や働き方改革を推進するため、テレワークシステムを導入した。また、令和3年2月から全国のコンビニ等において住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できる事業を開始し市民の利便性の向上を図った。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	効率的・計画的な市の行政経営が行われていると思う市民の割合	%	年度 H26	基準値 20.3	H28 21.4	H29 21.6	H30 -	R1 -	R2 18.3	R2 30.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 行政改革の推進	新行政改革計画の達成率	81.9% (H26)	67.3%	87.8%	100.0%	【指標数値の分析】 新行政改革計画の達成率については、目標値には達しなかったが、概ね着実に実施された。			○
① 行政改革の計画的な推進	複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、行政経営プランの計画期間が満了する平成28年度以降における行政改革の指針となる計画を策定し、計画的に行政改革を推進します。					平成28年度に策定した第2期岩倉市行政経営プランと平成30年度に中間見直しを行った同行動計画に掲げた取組についての令和元年度実績及び令和2年度計画を行政経営プラン推進委員会で審議し、その内容を報告書にまとめ公表し、行政改革の取組を進めた。 これにより、さらに行政経営プランに掲げる基本目標「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」に向け、計画期間の最終年度である令和2年度においても取り組むことができた。	5年間の計画期間の総括を行う必要がある。	第2期岩倉市行政経営プランの計画期間は令和2年度までとなっているため、第2期行政経営プランに基づく取組を総括するとともに、改革を継続するため、(仮称)行政改革行動計画を策定し行政改革を進める。	○
② 民間活力の導入	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、PFIや市場化テスト等による民間活力の導入を検討するとともに、市民活動団体などを含めた民間委託や指定管理者制度の導入・拡大を推進します。また、民間の経営努力の結果を活用するのみでなく、そのプロセスを取り入れた合理化・効率化を図ります。					令和元年度より民間のスポーツクラブの温水プールを利用し実施していた岩倉東小学校の1・2年生の水泳の授業について、令和2年度からは、実施対象を全学年へと拡充した。 令和2年度末時点で、施設管理については、総合体育文化センター、生涯学習センター、ふれあいセンター、希望の家、みどりの家の5施設を指定管理者制度による管理で、南部老人憩の家、市民プラザ等について民間委託により管理をしている。 業務委託については、一般廃棄物収集運搬業務、水道事業に係る検針徴収業務、配水施設等運転管理業務、市民活動支援センター運営業務、学校給食調理・配送等業務等で行っている。	単独の事務事業で民間委託を実施することが難しい案件であっても、複数の担当課にまたがる事務事業をまとめて民間委託することによりスケールメリットを生かすことのできる案件について、担当課の意見を参考にしながら検討する必要がある。	民間委託等推進ガイドラインに基づき、民間活力の活用について検討を進めていく	○
(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	基本計画目標数値達成率	32.6% (H26)	-	67.4%	100.0%	【指標数値の分析】 ・基本計画目標数値達成率については、目標値には至らなかったものの基準値の倍近くとなり、順調に推移している。 ・行政評価実施施策割合については、全ての単位施策及び個別施策について評価を実施している。			○
	行政評価実施施策割合	100.0% (H26)	100.0%	100.0%	100.0%				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 総合計画の計画的な推進	行政評価と実施計画、予算編成が連動するシステムを構築し、総合計画の着実な進行管理を図ります。					総合計画の単位施策ごとに評価をする施策評価シートを作成し、平成23年度実施施策から行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を行っている。 令和3年度を始期とする第5次総合計画の基本計画案に基づき、第1次実施計画の策定、当初予算の編成を行った。		特になし。	引き続き、行政評価と実施計画、予算編成を効率的に連動させ、総合計画の着実な進行管理を実施していく。	○
② 行政評価の推進	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムの確立と的確な運用を図ることによって、PDCAサイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。また、評価結果の公表により行政の透明性を高めるとともに、より客観的な評価となるように外部評価の仕組みの導入を引き続き検討します。					平成23年度実施施策から施策評価を行い、PDCAサイクルによる施策の推進を図るとともに、評価結果については平成24年度実施施策からホームページで公表している。 第4次総合計画の最終年度を迎えるにあたり、計画の総仕上げを行うことを目的に令和元年度実施施策について評価を行った。 行政評価有識者会議を3回開催し、平成30年度、令和元年度に引き続き、一部の施策について外部評価を試行的に実施するとともに、これまでの評価制度の課題を踏まえ、岩倉市に適した行政評価制度のあり方について検討した。その結果、令和3年度を始期とする第5次総合計画から市民参加による外部評価を含む新たな行政評価制度により運用するとともに、行財政改革の取組及び岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗を一体的に評価することとした。 また、外部評価の導入にあたり、市長の附属機関として新たに岩倉市行政評価委員会を設置するため、岩倉市行政評価委員会条例を制定した。		既存の岩倉市行政経営プラン推進委員会及び岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会と統合して新たに岩倉市行政評価委員会を設置するため、委員の選任や所掌事項の整理等課題がある。	新たに設置する岩倉市行政評価委員会において、第4次総合計画の最終年度となる令和2年度実施施策について評価を実施するとともに、今後の評価方法等について協議する。	○
③ 市民意向調査の定期的な実施	「広報・広聴」の再掲 (P195)									
(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	行政サービスのオンライン利用率	24.4%(H26)	38.0%	35.6%	30.0%	【指標数値の分析】 ・行政サービスのオンライン利用率については、国が新たに優先的にオンライン化を推進すべき手続を定めたことにより、従来の指標から手続の追加又は変更されたことに伴い利用率が減少した。しかし、昨年度と同様の手続は、スポーツ、文化施設の予約、図書の出借予約など、利用率は増加しており、徐々にオンライン手続が市民に浸透していると考えられる。また、曜日や時間を問わずに申請できることは特に働いている人にとっては有効な手段と考えられる。				○
① 行政の情報化推進	限られた財源や職員数という状況下で、効率性と迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の積極的な導入と効果的な活用を図ります。					RPA、AI-OCR、議事録作成支援システムを導入し、住民サービスや業務の効率化を図った。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や働き方改革を推進するため、テレワークシステムを導入した。		RPA、AI-OCR、議事録作成支援システムについて、利用を促進する必要がある。 令和7年度までに、情報システムの標準化・共通化を進めていく必要がある。	引き続き、AI・RPAの活用を推進していく。 情報システムの標準化・共通化について、国の動向を注視していく。	○
② 情報セキュリティ対策等の推進	地方自治体としての適正なレベルで情報セキュリティを保持し続けるため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底するとともに、技術の進歩に合わせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害などが発生し、情報通信機器やシステムに不測の事態が生じた際に迅速かつ確かな業務の応急措置・復旧が図れるようにするため、情報通信技術部門の業務継続計画（BCP）を策定します。					情報セキュリティに関する研修を新規採用職員、情報処理責任者、情報処理リーダーに対して実施した。 また、標的型攻撃メール対策訓練及びアクセスログによるセキュリティ監査を1回実施し、職員のセキュリティの意識が向上し、セキュリティレベルを維持することができた。 情報システム事故等発生時における業務継続計画（ICT-BCP）を策定した。		システム面でのセキュリティ強靱化は行っているものの、標的型攻撃メール等、それだけで完全に脅威を取り除くことはできないため、機器や情報を扱う職員に対する研修やスキルアップを続ける必要がある。 国のセキュリティ対策に合わせた、業務の効率性や利便性を兼ね備えたネットワーク構成や情報セキュリティ対策を考えていく必要がある。	変化するネットワーク構成や情報システムの環境に対しても、適切に情報セキュリティ対策を講じていく。	○
③ 公共施設の計画的な改修と有効活用	老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、公共施設等総合管理計画等を策定し、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。					公共施設再配置計画では、青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡について、民間が施設を保有する場合は、用途が社会福祉施設等に限られることから、市内に事業所のある社会福祉関連事業者に対しアンケート調査を実施し、譲渡の可能性を検討した。岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業については、実施設計を行うとともに、国及び県費を活用し3月補正予算で工事費を計上した。 公共施設長寿命化計画の推進では公共施設の点検を実施し、施設の不具合の状況を把握するとともに、施設の部位ごとの劣化状況の再評価を行った。また、点検結果から担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算を計上した。		青少年宿泊研修施設希望の家に係る再配置計画案の推進については、譲渡に向けた活用方針及び譲渡条件の検討を行う必要がある。再配置計画案に掲げる統合保育園の建設、岩倉東小学校の減築についても取り組んでいく必要がある。 公共施設の修繕については、施設の点検結果や財源を考慮しながら、優先順位をつけて実施計画や予算に計上していく必要がある。	再配置計画案については、引き続き計画の推進に向けて検討する。 公共施設の点検を引き続き実施し、施設の不具合を把握し、緊急性が高い内容については優先順位をつけて対応する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
④ 窓口サービス等の充実	施設窓口では、わかりやすい、手続きのしやすい受付ができるように努めるとともに、市民生活における情報通信機器等の普及に合わせた質の高い市民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。				<p>あいち電子申請・届出システムによる電子申請を実施した。</p> <p>市民からの問い合わせを会話形式で自動的に答える AI 総合案内サービスを導入した。</p> <p>マイナンバーカードの申請、マイナポータルの利用及びマイキーID を設定できる端末を市民窓口課に設置し、マイナポイントの取得に係る手続きやマイナンバーカード関連の手続きをオンラインでできる環境を整備し、支援した。</p> <p>令和3年2月から全国のコンビニ等において住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できる事業を開始し市民の利便性の向上を図った。導入にあたっては、総務省が 募集する小規模自治体のコンビニ交付サービス導入促進に向けた実証事業への参加団体に選定されたことにより、導入経費に対する助成を受け、財政的な負担の軽減が図られた。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止からも行政手続きをオンラインできる業務数を増やしていく必要がある。</p> <p>AI 総合案内サービスの質問に対する回答の精度を上げていく必要がある。</p>	<p>行政手続きのオンライン化を推進していく。</p> <p>証明書コンビニ交付サービスの利用促進のため、窓口や市広報で周知を図っていく。</p>	○
(4) 分権型社会への対応									○
① 行政執行能力の向上	地域の課題解決や創造的なまちづくりを進めていくために、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図ります。				人材育成基本方針に基づき、職員研修計画や職員提案制度などに取り組んだ。		<p>多様化する行政ニーズに即応する効率的な行政経営を行うために、研修等を通じて、引き続き職員の育成を図る必要がある。</p>	<p>社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように、人材育成基本方針に基づく取組を行い、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進していく。</p>	○
② 地方分権への対応	国や県からの権限移譲に対応できる組織体制の整備を図るとともに、地方分権や市町村合併など、地方自治制度のあり方についての研究を進めます。				<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律や愛知県事務処理特例条例により本市に権限移譲を受けた事務について、引き続き適切な事務を行った。</p> <p>同程度の人口規模の県内自治体と比べても、本市は積極的に権限移譲を受け入れており、適切に対応できている。</p>		<p>今後の人口減少社会における基礎自治体のあり方等を、引き続き研究していく必要がある。</p> <p>権限移譲については、地方分権の観点から、市民サービスの向上や本市が行うことの有効性を見極めていく必要がある。</p>	<p>より効率的、質的にも向上した事務を進めるため、事務事業によっては近隣自治体と広域的な連携を進めていく。</p>	○
③ 広域行政の推進	周辺市町との連携・協力により、広域的な課題解決に取り組むとともに、市民に周辺自治体の情報提供などを行い、市民サービスの向上に努めます。また、新たな広域的な共通課題が生じた際には、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化などによる対応を適宜進めます。				<p>2市3町広域行政研究会において、電力供給会社を共同で選定するとともに、様々な課題についての研究を行っている。</p> <p>尾張北部権利擁護センター及び消防通信指令事務の共同設置及び運用を行っている。</p> <p>令和元年度にあいちAI・ロボティクス連携共同研究会に参加し、AI-OCRやAI総合案内サービスを開始した。</p>		<p>消防の広域化について、具体的な検討が進んでおらず、広域化の手法を含めて検討を続ける必要がある。</p>	<p>今後、広域での取組が一層重要となってくるため、情報収集に努め、効率化につながる広域的な取組を検討していく。</p>	○
④ 地域コミュニティの強化	「市民協働・地域コミュニティ」の再掲（P182）								

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	行政課					
基本施策	2 財政運営	総合計画書記載ページ	P203-205	氏名		佐野 剛					
施策がめざす 将来の姿	●税制について市民の理解が十分得られて、自主的な納税が行われています。		基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・安定的な財源の確保では、納税意識の向上を目指し、税の仕組みや使い道について小学生を対象に租税教室を実施した。問合せの多い税制度について広報紙へ掲載し市民ニーズに対応した。 電子申告の普及啓発を図るため、申告会場での電子申告作成支援に取り組んだ。 収納率の向上に向けては、外国人サポート職員の配置、休日納付窓口の開設、口座振替受付サービス等による口座振替の促進に努めた。 新たな納付方法として、スマートフォン等のアプリを利用したモバイル収納を実施した。 催告書等で連絡のない者への休日電話催告を行うとともに、差押えの執行をするなど収納率向上に努めた。 受益者負担の適正化は、消費税率の引上げに伴う施設使用料等の料金改定を実施し、各施設への掲示や広報紙等にて市民へ周知した。その他の財源確保は、未利用土地の公売を実施し、1階窓口の発券機について広告付き発券機を無料で導入した。 ・歳出の効率化では、予算編成において新型コロナウイルス感染症の影響による収支減への対応として、経常経費に加え、工事請負費や備品購入費についても削減目標を掲げて査定を実施し、公共施設の長寿命化について公共施設点検の結果を踏まえ、担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算を計上した。							
	●限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営がされています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
			年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
	実質公債費比率	%	H26	5.5	4.0	3.5	3.5	4.0	4.3	12.0以内	
	将来負担比率	%	H26	37.2	44.0	30.5	27.0	26.6	26.3	120以内	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 安定的な財源の確保	市税収納率	94.5%(H26)	97.4%	97.6%	95.5%	【指標数値の分析】 ・市税収納率については、納税意識の向上を図るとともに、滞納整理を実施してきたことにより向上したものと考えられる。			○	
① 納税意識の向上	税の仕組みや使い道、財政状況などを、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを通して、わかりやすく、積極的に情報提供をすることによって、税に対する市民意識の向上を図ります。また、外国語の資料を作成するなど、在住外国人への周知・啓発に努めます。					広報紙へ扶養控除等を始めとする税制度の隔月掲載や、グラフや図式を活用した市税概要をホームページに掲載するなど、積極的に税に関する周知・啓発を図った。 確定申告書がパソコンやスマートフォンで簡単に作成できることを周知するため、申告会場においてポスターの掲示やチラシの配布、またスマートフォンやタブレットを使った申告書の作成支援等を実施した。このことにより、申告への意識を高めることができた。 小学5年生を対象とした租税教室では、DVD等を活用して税の仕組みや使い道等をわかりやすく伝えることで税に対する意識の向上を図ることができた。 住宅を取得した外国人に対してポルトガル語等の案内文書と説明資料を配付した。		引き続き納税者に税の仕組みをわかりやすく伝えることが課題である。 在住外国人に対して複雑な税制度を伝えて正しい理解を促し、その後の適切な対応につなげる必要がある。	納税者の申告状況やニーズを把握して、周知啓発の対象者を保険医療関連や高齢者に絞り、それぞれの関連部署と連携した周知啓発に取り組む。 在住外国人の申告環境の向上のため、申告会場での多言語対応について市長会等を通じて国に要望していく。	◎
② 収納率の向上	納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用を奨励するとともに、市税の新たな収納方法について検討するなど、納税機会の拡大に努めます。また、自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、徹底した調査の上、財産の差押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行います。					毎月第3日曜日に休日納付窓口を設け、納税機会の拡大を図った。また、封筒に休日納付窓口の実施を掲載し、周知した。 12月よりスマートフォン等のアプリを利用したモバイル収納を実施し、納付環境の充実に努めた。 外国人滞納者には、外国人支援員を配置し、徴収体制を		納税者に利用しやすい納付環境について検討を行う必要がある。 連絡先等が不明で、納付折衝が困難な方への検討が必要である。	更なる利便性向上のため、納付環境の拡充について費用対効果を考慮し検討する。 モバイル収納が利用可能であることへの周	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						強化した。 納税通知書の封筒にイラストを掲載し、口座振替受付サービスの利用促進に努めた。 家屋調査時に口座振替の申込用紙を渡し、第1期から口座振替ができるよう、利用促進に努めた。 滞納者に対し、地区ごとに担当職員を割り当て、徹底した財産調査を行い、催告書等で連絡がない者や約束不履行の者に対し、財産の差押えを実施した。 令和2年度の実績 差押え 106件 催告書等で連絡のない者への戸別訪問を行っていたが、令和2年度は、休日に電話催告を実施し、収納率向上に努めた。		知をする。 折衝が困難な方への対処方法を検討する。	
③ 受益者負担の適正化	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって低所得者や障害者等への配慮をしながら使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。					消費税率の引上げに伴う施設使用料等の料金改定を4月から実施し、各施設への掲示、広報紙（4月号）、ホームページ、施設予約システムにて市民へ周知した。改定後の料金について利用者等からの意見はなかった。	使用料等の適正化について定期的に検討する仕組みづくりが必要である。	適正化を実施する時期を研究する。	○
④ その他の財源確保	収入増をめざし、未利用財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。					土地開発基金が保有する未利用土地のうち3件の公売手続きを実施し2件を売却した。1階窓口の発券機について、広告付き発券機を無料で導入した。ふるさとといわくら応援寄附金では新たな返礼品の導入や返礼品の撮影をプロのカメラマンに委託するなど返礼品の魅力を週及できる取組を実施した。国の補正予算による補助金は、積極的に活用できた。	土地開発基金が保有する未利用財産の有効活用・売却が必要である。新たな財源確保につながる取組を進める必要がある。	引き続き、収入増を目指し未利用財産を活用するなどの財源確保に取り組む。	○
(2) 歳出の効率化	経常収支比率	84.5%(H26)	86.8%	89.0%	86.0%以内	【指標数値の分析】 ・経常収支比率については、分母を構成する経常一般財源のうち、税収や地方交付税等が増加したが、分子を構成する経常経費充当一般財源のうち、会計年度任用制度の導入により人件費充当額等がそれ以上に増加したため目標値に及ばなかった。			○
① 「選択と集中」による予算執行	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成します。部局間の情報交換や連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行に努めます。					予算編成については、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減への対応として、経常経費に加え、工事請負費や備品購入費についても削減目標を掲げて査定を実施した。公共施設の長寿命化では、公共施設点検の結果を踏まえ、担当課と優先順位を確認しながら修繕工事等の予算を計上した。債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努め、リース調達や入札の共同実施を行った。	公共施設の再配置、長寿命化を推進していくため、財源の確保、経常経費等を抑制する必要がある。	引き続き、経常収支比率など財政指標の推移に注視するとともに、リース調達や入札の共同実施が可能な事業を検討する。	○
② 財政健全化への取組	市の財政状況を客観的に認識するため、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うなど、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たします。					予算編成や決算時等に目的別、性質別、事業毎の費用や資産、債務状況の把握や分析に努め、財政状況の公表について、予算状況、決算報告、健全化判断比率の報告、固定資産台帳や財務書類などの各種資料を図やグラフ、注釈等を活用しながら見やすく、分かりやすくを念頭に置きながら、広報紙やホームページに掲載した。	市債残高は、減少してきた一方で、単年度の公債費は増加傾向であることから、予算編成に与える影響が大きくなる。引き続き、市の財政状況を市民に分かりやすく伝える必要がある。	毎年度の市債発行額が元金償還額を上回らないよう取組むことを基本とし、市債の発行にあたっては、必要性を判断するとともに実質公債費比率などの財政健全化指標にも注視する。引き続き、広報紙、ホームページ等を活用し、財政状況を分かりやすく公表する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課					
基本施策	組織・人事マネジメント	総合計画書記載ページ	P206-208	氏名	秋田 伸裕						
施策がめざす 将来の姿	●能力と実績に応じた人員配置と柔軟な組織体制で、市民サービスが向上しています。		基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・弾力的な組織体制の構築では、総合的な視点から検討することが必要な行政課題があり、組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームを設置し、精力的に取り組むことができた。 ・適正な人事管理の推進では、保育士の会計年度任用職員について、保育園の実情や要望を踏まえ、フルタイムでの任用が一定必要であると判断し、フルタイムの会計年度任用職員に関連する条例及び規則等を整備し、令和3年度から新しくフルタイムの会計年度任用職員を任用することができた。							
	●地域の課題を発見し、解決する能力を持った市民に信頼される職員が多くなっています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠・			
			年度	基準値	H28	H29	H30		R1	R2	R2
	職員の応対に満足している市民の割合	%	H26	71.2	73.8	75.6	-	-	80.3	75.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 弾力的な組織体制の構築										○
① 行政需要等に応じた組織・機構の再編	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行います。					令和元年度に市民部の廃止やそれに伴う課・グループ再編を実施したので、令和2年度は組織・機構の再編は実施しなかった。 また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を円滑に推進していくため、「岩倉市コロナウイルスワクチン接種推進チーム」を設置し、関係各課から10名の職員を選任し、令和3年4月から開始する市民へのワクチン接種について、精力的に取り組んでいる。		引き続き、市民ニーズを的確に把握し、市民にわかりやすい組織づくりを行っていく必要がある。	随時、多様化する行政課題に対応できる組織・機構の再編を行っているが、今後は、組織の規模や職員数なども併せて考えていく。	○
② プロジェクトチームの活用	総合的な視点から検討することが必要な行政課題については、組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組めます。					岩倉市制50周年記念事業である「ギネスに挑戦」事業や「いわくら名産品開発」事業の実施に関し、それぞれ4～8名の意欲ある若手職員によるプロジェクトチームを設置し、精力的に取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症支援策検討チームを設置し、本市の支援策のとりまとめを行うことができた。		組織や機構の枠を超えた行政課題を把握するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、その課題解決に向けての協議・研究を行う必要がある。	引き続き、組織横断的なプロジェクトを設置し、検討を行っていく。	○
(2) 適正な人事管理の推進	定員適正化計画の見直し	実施(H26)	実施	実施	実施	【指標数値の分析】 ・定員適正化計画の見直しについては、実施済み。 ・定員適正化計画目標数値達成率については、毎年度、所属長とヒアリングを通して見直しを行い、その中で次年度の職員数を定めており、令和2年度の計画数は383人のところ、実績は379人であった。				○
① 職員定数の適正化	定員適正化計画目標数値達成率	99.7%(H26)	100.0%	99.0%	100.0%	全職員から自己申告書を提出させたことにより、職員の適性や能力等を反映した職員配置を行うことができた。		定員管理計画に基づき、人材育成の推進や職員の採用等を継続的に実施していく必要がある。	定員管理計画に基づき、引き続き適正な定員管理に取り組み、職員を配置していく。	○
② 多様な任用制度の活用	再任用制度や社会人採用制度などの活用により知識と経験を有する人材を確保するとともに、庁内公募制など職員の意欲向上と組織活性化のための任用制度を導入することなどにより、人的資源の有効活用を図ります。					知識と経験を有する再任用職員を11名任用した。 令和2年度より会計年度任用職員制度へ移行し、全ての会計年度任用職員に新地方公務員法上の服務に関する各規程が適用され、かつ、非違行為があった場合には懲戒処分の対象となることから、研修等を通じて職員に対し周知徹底を図った。 保育士に関し、保育園の実情や要望を踏まえ、フルタイムの任用が一定必要であると判断し、フルタイムの会計年度任用職員に関連する条例及び規則等を整備し、令和3年度から新しくフルタイムの会計年度任用職員を任用していく。		専門性の必要な分野における任期付職員の採用など、多様な任用制度の活用について、引き続き検討していく必要がある。	再任用制度の活用については、引き続き行っていくとともに、任期付職員制度等の多様な制度については、引き続き検討していく。 また、会計年度任用職員制度については、適切に運用を行っていく。	○
(3) 職員の能力開発	職員提案の応募数	25件(H26)	43件	92件	100件	【指標数値の分析】 ・職員提案の応募数については、通常の実施分に加え、新型コロナウイルス感染症対策における職員提案の緊急募集を実施したので、				○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						令和2年度は飛躍的に増加した。				
① 人材育成の推進	人材育成基本方針に掲げる「職員を育てる職場環境、職員研修及び人事管理」の3つの戦略の取組状況などを把握し、適宜、見直しを図りながら人材育成を推進します。					人材育成基本方針に基づき、職員研修計画を策定した。また、職員提案制度を活用し、新型コロナウイルス感染症対策における職員提案の緊急募集を実施し、新型コロナウイルス感染症支援策検討チームにて、本市の支援策のとりまとめを行うことができた。		人材育成基本方針に基づき、職員力及び組織力を強化していく必要がある。	人材育成基本方針の内容について、本市を取り巻く環境が大きく変わっていることから、適宜適切に対応していく。	○
② 人事評価システム制度の運用	任用、給与、その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績に基づく人事評価制度を導入し、適切な運用に努めます。					地方公務員法に基づき、人事評価として、業績評価と能力評価を実施した。また、評価者間の評価誤差をすりあわせることにより統一的な評価基準を身に付けるための評価者研修を実施し、被評価者に対する制度趣旨の浸透及び実施方法を習得するための被評価者研修も併せて実施した。		引き続き、評価の仕方や評価結果の任用・給与などへの反映方法を検討していく必要がある。また、人材育成基本方針について、策定後に人事評価の導入等を実施したことから、それらを踏まえ見直ししていく必要がある。	適切な人事評価を実施していくため、引き続き評価者研修及び被評価者研修を実施し、人事評価制度の適切な運用に努めていく。また、人事評価制度は、これで完成というものではないため、常に課題を洗い出し、より良い制度にしていく。	○
③ 職員研修等の充実	人材育成の基本的な手法であるOJTを中心として、階層別・専門研修などのOff-JTを積極的に進め、政策形成能力や専門能力等、職員一人ひとりの資質の向上に努めるとともに、職員提案制度や業務改善運動等を通じて職員・組織の改革意識やチャレンジ精神の向上を図ります。また、国、県等との多様な人事交流を進め、広い視野と専門知識を持った職員の育成に取り組めます。					令和2年度の職員研修計画に基づく研修については、新型コロナウイルス感染症対策のため、県外への派遣研修の実施を取り止めるとともに、市独自研修の実施については、緊急事態宣言期間中は見合わせたことにより、実績は785人（令和元年度比▲637人）であった。また、受講後は受講報告書やアンケートの提出により研修効果を測定することができた。		めざす職員となるよう、職員を育成するために、「職員研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを連携させ、より効果的かつ実践的な研修を継続実施し、充実を図っていく必要がある。	人材育成基本方針に基づき、職員研修を行っていることから、現状を踏まえた方針の見直しを行っていく。新型コロナウイルス感染症に配慮した研修の実施に努めていく。引き続き、職員研修計画に基づき研修を実施し、長期的かつ総合的な観点から人材育成に取り組んでいく。	○